

議 長 日程第14、「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、籠場町有地及び町屋町有地の購入の際の借入金の元金及び利子の償還が終了したため、松田町用地取得特別会計を廃止したいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」について御説明させていただきます。廃止の理由といたしましては、公共用地の先行取得事業で購入しました籠場町有地及び町屋町有地の借入金の元金及び利子の償還が終了したため、本条例を廃止するものでございます。

それでは議案1枚おめくりいただき、議案本文を御覧ください。附則でございます。第1項、施行日です。この条例は令和8年4月1日から施行する。

第2項、経過措置です。この条例による廃止前の松田町用地取得特別会計条例による松田町用地取得特別会計に係る令和7年度の収入及び支出、並びに同年度以前の決算については、なお従前の例による。

第3項、廃止会計に属する決算剰余金及びその他の財産は、令和8年度以降の松田町一般会計が引き継ぐものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 質問というか確認をさせていただきます。松田町の公共用地の取得について、平成10年代まで松田町土地開発公社が町に代わって先行取得をしておりました。買収代金は銀行から借入れをして町財政の起債に含まれないというふうな手法でしたので、闇起債ということで総務省からの指導で土地開発公社を廃止して、今回の用地取得特別会計、これに移行した経緯があります。そういう面で、用地取得会計、悪い制度を変えてすごい素晴らしい会計なのかなと思っています。

今回、この議案10号で用地取得を廃止するのは籠場と町屋の町有地、この取得に関する返済が終わるから廃止すると。これから当面、先行取得をすることがないという理由で提案されました。ここでそのまま附則を読みますと、この4月1日に廃止になると。附則3番、廃止会計に属する決算剰余金及びその他の財産は、令和8年度以降の松田町一般会計が引き継ぐものとする記載されています。老婆心ながら少し心配するのが、この用地特別会計、すごいいい制度のものなので、若干の預金だけ残して、いざ何かあったときに用地取得に役立つのではないかということなのですけれども、もし当面はないだろうということなのですけれども、この特別会計廃止後に公共用地の取得案件が生じた場合、一般会計で対応するということなのですけれども、どのような対応になるのか、これについてお願いしたいと思います。質問させていただきます。

参事兼政策推進課長

それではお答えをさせていただきます。現状ですね、この前の財政推計でもお示したとおり、全体の財政を調整する基金がございます。その中で基本的には一般会計で直接購入、いわゆる補正予算を一般で組んで、例えば、財政調整全体でバランスを取って公有財産を購入するというような手が一つございます。その代わり、やはりその辺の起債をしないで、一般財として基金で補正をするというのは一つ原則があります。また、どうしてもその財政状況も踏まえて、基金を崩しながらうまくできない場合については、町としてはその二つ目の方法で用地特会の新たな条例を作るというような、新たというか新たに作るという方法も一つあります。その場合、時間がないとかいろいろな情報があるのですけれども、一応そういう場合については条例と同時に補正予算を提示するというのが原則になっておりますので、そのときに特別会計の条例を出して地方債を歳入で組んで、歳出のほうにこういう財産を組むという方法もありますが、現状では、今、最初に言った一般会計でやるというのを、今、町としては考えております。例えば、小さい土地ですね、小規模の土地の購入については土地開発基金のほうで、例えば、一般会計から積み立てるという方法もあります。その場合については、やはり1回出して入れるということなので、その状況が町にあった場合、そういう方法もありますし、あと買戻しという方法も

ありますので、小規模な土地については今後そういうものも対応するという  
ことで町は考えております。

以上です。

8 番 田 代 今の参事のを再確認させていただきます。8年4月1日以降、用地特会がな  
くなるわけですから、万一こういった用地取得が発生した場合は、一つは一般  
会計、これで取得すると。それと、かなり大きな額で借入れしなければまずい  
場合は用地特会の復活もあるかもしれない。それと、小規模な金額については  
土地開発基金、これで、今、8,700万ぐらいあるので、それで取得できるよと。  
場合によっては積み増し、基金への積み増しというふうなことを考えていると  
いうことで理解しました。

一つね、松田の先行取得の買物、記憶では土地開発公社のときに庁舎の敷地  
ですか、ここの庁舎の敷地、確か1億円前後で買ったのかなという。あと、新  
しい時代になって、皆さん御存知の旧松田土木の事務所、これも2億はいつて  
なかったような感じを10年かけて返済したと、そのような経緯があります。総  
務参事にちょっとお尋ねしますが、今まで用地特会または土地開発公社の時代  
に買った金額の大きなもの、今、私、ここの庁舎の用地と旧松田土木事務所の  
用地、また小田急団地の砂利線の集積所、あれも1億ぐらいだったと思うので  
すけれども、大体の額、今までに用地特会、または土地開発公社も含めて取引  
のあった額、ざっくりで結構ですからその額をお願いしたいと思います。

参事兼政策推進課長 すみません。土地開発公社というのがございまして、私も平成21年から担当  
し解散まで全てやったものでございますので、開発公社につきましては昭和48  
年7月に設立でございます。解散が平成21年4月で解散をしております。その  
中で、ちょっと私の把握しているのは施工者の国鉄清算事業団の土地がありま  
す。そこにつきましては、相手方は小田急さんだったのですけれども。

8 番 田 代 鉄建公団。

参事兼政策推進課長 はい、そう。鉄建公団なのですけれども、そのときの土地については1億  
7,000万円で町が購入、町というか公社が購入したというような状況がござい  
ます。

あと、これは公社じゃないのですけれども、基金の先ほど町屋の関係の先行取得事業につきましては、町として借り入れたのが1億2,200万円、町屋。それと一緒に籠場地区という土地がありますので、そこが5,100万円というようなことで、町は大きなところでは把握をしているところでございます。

庁舎の関係はちょっと私も調べていないという形になって申し訳ございませんが、そこは把握しておりません。

以上です。

参事兼総務課長 庁舎のほうは平成5年に購入しております。土地開発公社のほうでやられているのですが、その当時一応、やはりこちらのほうも1億7,000万という形の記録が残っております。

8 番 田 代 具体的な数字、ありがとうございます。私も鈴木参事の前に土地開発公社はちょっと経験したことがあって、ここの庁舎も収用法をかけて税控除をいただいて購入した記憶があります。今、整理していくと、ここの庁舎が1億7,000万ですか。それと、あと国鉄の清算事業団の砂利線の集積場、また線路敷、これも1億7,000万、旧松田土木事務所の事務所跡地、1億2,000万ということは大体1億から2億ぐらいなのですよ。それを確認させていただいた理由は、昨日財政推計、鈴木参事のほうから説明があったときに、財政調整基金の積立額、それがここでちょっといろいろ支出があるのですけれども、平成9年で8億円ぐらいから12年ぐらいまでは、令和9年から12年ぐらいまでは8億から7億ぐらいで推移すると。これが一番きついときでしたよね。それ以降は、13年から18年で8億から9億、19年から30年度で10億から13億に復活するということですので、ある程度この辺のお金が確認できていますので、今、私が老婆心で心配した特会がなくなっても、ある程度こういった財政調整基金を一つは土地開発基金に繰出したりだとか、また一般会計のほうに対応してできるというふうに、今、確認できましたので、この特会の廃止については納得させていただきました。丁寧な説明ありがとうございます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。休憩中に昼食を取ってください。13時から再開いたします。

(11時39分)